

予防接種のお知らせ

町では、様々な予防接種の助成を行っています。下に掲げる予防接種につきましては、今年度、特に接種が必要とされるものです。

予防接種をする場合は、事前に各医療機関で予約をしましょう。

子どもが接種する場合は、必ず保護者が付き添って、接種医療機関に行きましょう。



麻しん風しん混合

▼対象者

- ① 1期 1歳～2歳未満児
- ② 2期 幼稚園・保育園年長児
(平成24年4月2日～平成25年4月1日生)

▼助成限度額 10,800円

第2期ジフテリア・破傷風

▼対象者

小学6年生

第2期日本脳炎

▼対象者

- ① 平成12年4月2日～平成13年4月1日生で日本脳炎予防接種が未接種の者(特例対象者)
- ② 9歳～13歳未満

▼助成限度額 7,236円

共通

▼接種期間 平成31年3月31日まで(この期間を過ぎると全額自己負担になります)

※麻しん風しん混合第2期以外は、それぞれの接種期間内で実施

▼料 金 那須町、大田原市、那須塩原市の契約医療機関または栃木県内相互乗り入れ事業に加入している医療機関で接種する場合は無料です。

▼その他 契約医療機関または栃木県内相互乗り入れ事業加入

医療機関以外で接種する場合は、接種後1年以内に保健センターで助成の手続きをしてください。

任意高齢者肺炎球菌予防接種

▼対象者

- ① 町に住所を有する者
- ② 接種当日70歳以上の者
- ③ 定期高齢者肺炎球菌予防接種の接種対象者を除く者
- ④ 今までに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない者

▼接種期間 平成31年3月31日まで

▼町助成金 3,500円

▼接種回数 生涯1回

▼料 金 那須町、大田原市、那須塩原市の契約医療機関で接種される場合は町の助成金3,500円を引いた額を医療機関に支払ってください。(概ね4,000円から5,000円の自己負担となります)

▼その他 契約医療機関以外で接種する場合は、接種後1年以内に保健センターで助成の手続きをしてください。

定期高齢者肺炎球菌予防接種

▼対象者

- ① 65歳の者
- ② 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器

の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者

③ 経過措置による接種対象者(下表のとおり)

※すでに23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は対象外となります。

※平成30年度定期高齢者肺炎球菌予防接種対象者①③には4月初めに接種券(緑色)と予診票を発送しました。

▼接種期間 平成31年3月31日まで

▼助成金 5,500円

▼料 金 那須町、大田原市、那須塩原市の契約医療機関または栃木県内相互乗り入れ事業に加入している医療機関で接種する場合は、町の助成金5,500円を引いた額(2,276円)を医療機関に支払ってください。

▼その他 契約医療機関または栃木県内相互乗り入れ事業加入医療機関以外で接種する場合は、接種後1年以内に保健センターで助成の手続きをしてください。この場合の助成限度額は5,500円となります。

※接種の際は、郵送された肺炎球菌ワクチン接種券(緑色)、予診票、接種料金(2,276円)を医療機関に持参してください。※接種券を紛失した方は再発行し

ますので保健センターに來所してください。(郵送の手続きはできません)

保健センターでの助成手続きに必要なもの

- ・町提出用予診票
- ・接種券(高齢者肺炎球菌のみ)
- ・対象となる予防接種を受けたことが分かる領収書
- ・印鑑
- ・通帳

※詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 保健センター
☎ 5858

平成30年度 高齢者肺炎球菌ワクチン経過措置対象者

対象者	生年月日
65歳となる方	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生
70歳となる方	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生
75歳となる方	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生
80歳となる方	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生
85歳となる方	昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日生
90歳となる方	昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日生
95歳となる方	大正12年4月2日～大正13年4月1日生
100歳となる方	大正 7年4月2日～大正 8年4月1日生